

(2) 住民等からの相談への対応

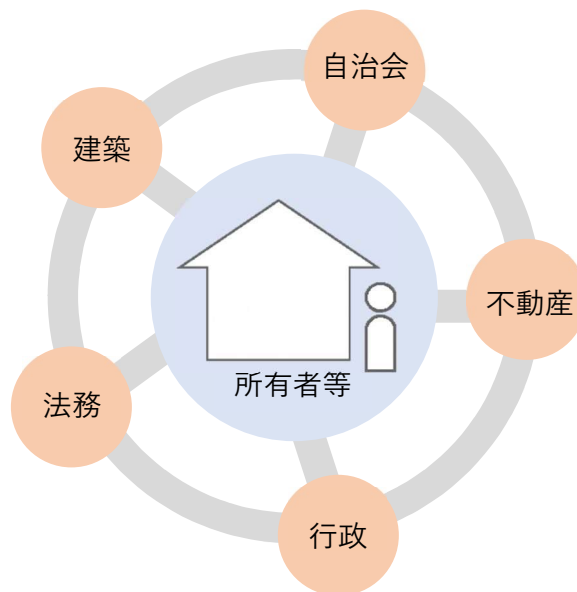
住民等からの相談は、建築課が窓口となって空家等全般の相談に応じる他、内容によっては関係各課と連携して対応を進めます。なお、空き家バンクへの住宅の登録や空家の利用希望者に対する情報提供は、連携のまちづくり推進課が中心となって行います。

また、関係各課に直接相談があった場合には、連携して対応にあたりるとともに、対応の内容や経過については建築課が情報を管理し、情報共有に努めます。

(3) ネットワーク体制の強化

本市では、平成18年度に設立した益田市空き家バンクの活用を促進するため、事業に協力いただける意思を表明した市内の宅地建物取引業者で構成された「益田市空き家バンク推進事業者会」に空家調査等業務を平成26年度より委託し、売買又は賃貸借取引の信頼性と安全性を確保しています。

また、不動産や建築関係団体だけでなく、法務関係等の専門家団体や自治会等の地域団体とも連携して柔軟に対応することで、空家の発生抑制や多面的な利活用の促進、所有者等による問題解決に向けたアクションをサポートします。



(2) 住民等からの相談への対応

住民等からの相談は、建築課が窓口となって空家等全般の相談に応じる他、内容によっては関係各課と連携して対応を進めます。なお、空き家バンクへの住宅の登録や空家の利用希望者に対する情報提供は、連携のまちづくり推進課が中心となり、益田市空き家バンク推進事業者会と連携し、対応を行います。

また、関係各課に直接相談があった場合には、連携して対応にあたりるとともに、専門的な見解が必要な事例においては、益田市空家等対策審議会委員等に助言を求め、対応を検討します。対応の内容や経過については建築課が情報を管理し、情報共有に努めます。

(3) ネットワーク体制の強化

◆ 益田市空家等対策審議会

益田市空家等対策審議会は、空家等対策計画の作成及び対策の実施等に関する審議等を行う附属機関として、地域住民、法務、不動産、建築及び福祉等に関する学識経験者等で組織しています。

【所掌事務】

- ・ 空家等対策計画の作成及び変更に関する事項
- ・ 空家等対策計画の対策の実施に関する事項
- ・ その他市長が必要と認める事項

◆ 益田市空き家バンク推進事業者会

益田市空き家バンク推進事業者会は、空き家バンク事業に協力いただける意思を表明した市内の宅地建物取引業者で構成された組織です。

本市では、益田市空き家バンク推進事業者会と、空き家バンク事業に係る空き家調査等業務委託契約を結び、連携を図ることにより、空き家バンク登録物件の売買又は賃貸借取引の信頼性と安全性の確保に努めています。

【委託内容】

- ・ 空き家バンクに登録申請された空き家の調査
- ・ 賃貸価格又は売却価格の査定
- ・ 物件所有者及び入居希望者への対応

◆ 関係団体等との連携

空家に関する問題や相談は多岐にわたることから、不動産や建築関係団体だけでなく、法務関係等の専門家団体や地域の団体等とも連携して柔軟に対応することで、空家の発生抑制や多面的な利活用の促進、所有者等による問題解決に向けたアクションをサポートしていきます。

